

丸森町官民競争入札・民間競争入札制度の実施に関する方針

平成27年9月（改定）

宮 城 県 丸 森 町

第1	意義及び目標	1
第2	町が実施する公共サービスの改革	1
1	基本的な考え方	1
(1)	公共サービスに関する見直し	1
(2)	公共サービスの質の維持向上及び経費の削減	2
(3)	公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置	3
(4)	透明性・中立性・公正性の確保	3
2	対象公共サービスの選定	3
(1)	民間事業者からの意見の募集及びそのための情報の公表	3
(2)	対象公共サービスの選定の考え方	4
3	官民競争入札又は民間競争入札の実施等	4
(1)	実施要項の作成	5
(2)	その他入札実施に当たっての留意事項	6
4	対象公共サービスの実施等	7
(1)	民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等	7
(2)	町が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等	8
(3)	対象公共サービスの実施状況等の委員会への通知及び公表	8
(4)	再委託の禁止等	9
第3	丸森町公共サービス改革委員会	10
第4	対象公共サービスの実施に関するモニタリング	10
第5	対象公共サービスに関する実施期間終了後の評価	10

第1 意義及び目標

平成18年7月7日に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）」が施行され、「官民競争入札又は民間競争入札の制度（以下「市場化テスト」という。）」が整備されたことにより、「官」がこれまで実施してきた公共サービスに競争原理を導入することにより最適なサービス提供者を決定し、公共サービスの質の維持向上と経費の削減の両方を追求することが可能となりました。

本町は、平成27年度を初年度とする第五次丸森町総合計画に基づき、「人と地域が輝き豊かで元気なまち・まるもり」を将来像に掲げて今後のまちづくりを進めることとしています。本町における市場化テストの導入は、行政改革推進のツールとして、町が実施してきた公共サービスに競争原理を働かせることにより、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図ることを目的とするものです。

市場化テストを通じ、公共サービスに関する役割や責任分担を明確にするとともに、町と民間事業者が協力できる体制を構築することで、本町が目指す行政運営の大きな方向性である官民協働を進めます。また、事務事業の廃止や民営化、民間委託などにより、経営資源を有効配分し、新たな公共ニーズや重点施策に対応し、職員の更なる意識改革を進めます。

第2 町が実施する公共サービスの改革

1 基本的な考え方

町は、法及び丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例（平成20年丸森町条例第21号。以下「条例」という。）の趣旨にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、市場化テストに取り組むものとします。

(1) 公共サービスに関する見直し

公共サービスについては、住民の立場に立って、その要否や実施方法等に関し見直しを行う必要があります。そのため、丸森町官民競争入札・民間競争入札制度の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）は、必要に応じて見直すこととします。

実施方針の見直しにおいては、官民競争入札又は民間競争入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）に関し、事務事業の内容及び性質に応じた検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札の実施やこれに必要な措置を講じます。また、町の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止するものとします。

見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫を活かす観点から提出される民間事業者の意見や住民の意思等を踏まえ、丸森町公共サービス改革委員会（以下「委員会」という。）による審議に対応するとともに、検討の過程及び結果について住民に対する説明責任を果たすものとします。

(2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減

実施方針において官民競争入札又は民間競争入札の対象業務を選定するに当たり、上記(1)の公共サービスに関する見直しの過程において、民間に委ねることができる判断された業務については、住民の立場を考慮し、官民競争入札又は民間競争入札の実施を積極的に検討します。

その際、「地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとするにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置する」旨を定めた法第5条及び「町の関与その他の規制を必要最小限のものとするにより、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置する」旨を定めた条例第4条の趣旨に基づき、民間事業者が創意工夫しやすい業務範囲の選定や規制の在り方についても、十分に検討します。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）については、まず当該公共サービスの事業目的を明確にし、従来の実施における目的の達成度やこれに要した経費を正確に把握した上で、目的達成のため当該公共サービスの実施に当たり確保されるべき質や望ましい費用対効果について客観的に検証を行い、策定します。

(3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

官民競争入札又は民間競争入札の結果、対象公共サービスの実施を委託された

民間事業者には、法第6条及び条例第5条の民間事業者の責務に関する規定に基づき、業務の公共性を認識して、住民の信頼に応えられるよう努めるとともに、責任を持って業務に取り組むことが求められます。

他方で、委託を行った町においても、民間事業者にその実施が委託された対象公共サービスに関し、その住民への提供について最終的に責任を負うのは町であることを認識し、法第5条及び条例第4条の町の責務に関する規定に基づき、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう監督等必要な措置を講じます。

(4) 透明性・中立性・公正性の確保

官民競争入札又は民間競争入札は、その実施の過程において、透明性・中立性・公正性を確保しながら進めます。

こうした観点から、委員会は、実施方針・実施要項の審議等に当たり、多様な意見を聴取しつつ、公正中立な視点に立って、その役割を果たすものとします。

また、町においては、自らの公共サービスを官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることの適否等につき見解を適時に公表するなど、住民に対する説明責任を果たします。

2 対象公共サービスの選定

(1) 民間事業者からの意見の募集及びそのための情報の公表

公共サービスの受益者である住民の立場に立って、競争の導入による公共サービスの改革を進めるためには、民間事業者の創意と工夫の発揮効果が高いと見込まれる業務について、重点的に官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることが重要です。

このため、町が実施している業務に関し必要な情報を公表し、民間事業者がその業務の内容を理解した上で、自ら担うことができると考えられる業務の範囲について、意見を募集するものとします。

他方で、幅広い分野から官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象

とする公共サービスを選定する観点から、対象業務に関する意見及び必要な情報の公表の要請は、民間事業者のみならず、広く住民も行うことができるものとします。

(2) 対象公共サービスの選定の考え方

官民競争入札又は民間競争入札対象業務（以下「対象業務」という。）の選定にあたっては、段階的にその可能性を検討することとしていますが、現在は、平成 21 年 7 月に定めた本実施方針において選定したモデル事業として、平成 22 年 3 月に廃止するまでの各出張所で取り扱っていた法第 34 条第 1 項各号に規定されている特定公共サービス並びに町長が作成する所得証明書及び身分証明書の交付請求の受付・引渡しサービスを対象業務として実施しています。対象業務の具体は、次のとおりです。

① 特定公共サービス

- ア 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定に基づく次の戸籍全部記録事項証明書等の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍全部記録事項証明書等の引渡し業務
 - イ 戸籍の全部記録事項証明書若しくは一部記録事項証明書
 - ロ 除かれた戸籍謄本若しくは抄本
 - ハ 除かれた戸籍全部記録事項証明書若しくは一部記録事項証明書
- イ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく次の証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡し業務
 - イ 納税証明書
 - ロ 課税証明書若しくは非課税証明書
 - ハ 土地又は家屋に係る評価証明書若しくは公課証明書若しくは資産証明書
- ウ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく次の証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡し業務
 - イ 世帯全員の住民票の写し
 - ロ 世帯の一部の住民票の写し
 - ハ 住民票記載事項証明書
- エ 住民基本台帳法の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し業務
- オ 町長が作成する印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し業務

② 上記以外の公共サービス

ア 町長が作成する所得証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る所得証明書の引渡し業務

イ 町長が作成する身分証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る身分証明書の引渡し業務

このモデル事業を足掛かりとして、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図り得る対象業務を検討するとともに丸森町行政評価制度による事務事業評価結果を活用するなどして、対象業務を選定するとしていますが、現段階においては、引き続き法第34条第1項各号に規定されている特定公共サービス並びに町長が作成する所得証明書及び身分証明書の交付請求の受付・引渡しサービスを対象業務として実施します。

3 官民競争入札又は民間競争入札の実施等

(1) 実施要項の作成

官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、まず、実施方針に従って、対象公共サービスの内容等に応じて実施要項を決定することが必要です。

実施要項は、求められる対象公共サービスの質等、入札の結果対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるものであるとともに、民間事業者等による良質な提案を促すため事前に公表する、入札に関する募集情報の説明書です。この内容は、対象公共サービスを住民のためにどのように提供することが適切かという、いわば対象公共サービスの在り方を示すものです。

実施要項の策定に当たり、求められる対象公共サービスの質を適切かつ明確に定めることは、創意工夫により対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要であることから、以下の点を考慮し、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定します。

① 対象公共サービスの事業目的を明確にし、従来の実施におけるこの目的の達成の程度やこれに要した費用を正確に把握した上で、望ましい費用対効果や

社会情勢の変化を考慮するとともに、確保すべきサービスの質について検証し、設定すること。

- ② その際、対象公共サービスの事業目的を具体化し、サービスの質を適切に表す指標を用いて定量的に規定するよう配慮すること。
- ③ また、サービスの質を確保しつつ、対象公共サービスを担うこととなる者の創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的な業務の実施手順等の仕様の特定は、必要最小限に止めること。

このような形で対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定することは、落札者等の決定のためのサービスの質の評価基準の設定や、実施期間中の監督、実施期間終了後の実施の在り方に関する評価を行うためにも重要です。

また、上記のほか、実施期間、官内部での情報交換の遮断措置（官民競争入札の場合）及び過去の実績を正確に開示し、委員会における審議等を経て、実施要項を定めるものとします。

(2) その他入札実施に当たっての留意事項

町長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任をもって対応するとともに、以下の点に留意し適切に入札を実施します。

① 入札参加資格の有無の確認

町長は、法第16条第2項第3号及び第3項、第18条第2項第3号及び第3項の規定並びに丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例施行規則（平成20年丸森町規則第19号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号及び第2項、第8条第1項第3号及び第2項の規定に基づき、実施要項で定められる入札参加資格、法第17条において準用する法第10条各号及び条例第8条に規定する欠格事由の有無について、適切な方法により確認するものとします。

② 落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第17条及び第19条において準用する法第13条第3項及び条例第11条第3項（条例第13条において準用する場合を含む。）の

規定に基づき必要な事項を公表することとなりますが、落札者等の決定理由の公表に当たっては、入札参加者の対象公共サービスの質の評価結果、入札価格及び総合評価の結果等についても公表することとし、入札の過程の透明性を確保するよう努めます。

4 対象公共サービスの実施等

官民競争入札又は民間競争入札の結果、最も優れた提案を行った者が対象公共サービスの実施を担うこととなった場合でも、実際に提案に基づいて対象公共サービスの質の維持向上が図られることが必要であり、官民間わず、対象公共サービスの実施を確保することが求められます。

(1) 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

民間事業者が対象公共サービスを実施することとなった場合、町及び民間事業者は以下の点に留意し、その適正かつ確実な実施を確保します。

① 契約の締結等

町と民間事業者は、実施要項及び提案書の内容を適切に反映させた契約を締結します。

民間事業者が対象公共サービスを開始する前には、町において従来業務を実施していた職員及び入札実施事務を担当する職員等並びに民間事業者は、時間的余裕を持って引き継ぎ等の準備行為を実施します。

② 公共サービスの実施等

対象公共サービスの実施に当たっては、まず民間事業者が、法第6条及び条例第5条の規定を考慮し、常時業務の実施状況を把握するなど、契約に基づき自律的に適正かつ確実に当該公共サービスを実施することが求められます。

また町においても、対象公共サービスの質が確保されているかを中心に的確な監督等を行う必要がありますが、その際、監督等の実効性を上げるとともに、監督等により民間事業者に過剰な負担を負わせることを回避するため、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を可能な限り促すなど、業務の内容等に応じ、効率的、効果的な方法で行うものとします。

監督等の措置としては、町は、民間事業者から対象公共サービスの実施状況について契約に従い報告を求め、監督・検査を行います。

また、これだけでは対象公共サービスが適正かつ確実に実施されないおそれがあると認められる場合は、町は、法第28条において準用する法第26条及び条例第19条の規定に基づく報告徴収や立入検査、法第28条において準用する法第27条及び条例第20条の規定に基づく必要な措置の指示等の規定を活用します。民間事業者がこれらに従わない場合には、罰則が適用されます。

さらに、民間事業者が契約に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合や、上記の報告徴収、指示等に従わない場合等には、町は契約を解除することができます。この際は、当該公共サービスの継続的な提供が確保されるよう、法第23条において準用する法第22条第2項及び条例第16条第3項の規定に基づく新たな官民競争入札又は民間競争入札の実施等の措置を講じることが必要となります。なお、この措置を講じる場合は、委員会における審議等を経なければなりません。

上記に加え、民間事業者と町は、対象公共サービスの質の維持向上という同じ目的を共有するパートナーであることを自覚し、相互に必要な連携を図るものとします。

(2) 町が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

官民競争入札の結果、町が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合は、入札の際の自らの提案（法第17条において準用する法第11条第2項及び条例第9条第2項に規定する対象公共サービスの具体的実施体制及び実施方法、対象公共サービスの実施に要する経費の金額）に基づき、対象公共サービスを適正かつ確実に実施します。

(3) 対象公共サービスの実施状況等の委員会への通知及び公表

住民の立場に立って、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、対象公共サービスの実施状況等に関する情報の公表等により、透明性が確保されることが重要です。

このため町は、法第28条において準用する第26条及び条例第19条の規定に基づく報告徴収や立入検査、法第28条において準用する法第27条及び条例第20条の規定に基づく指示等の内容及び理由を委員会に通知します。

これに加えて、町は事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を促す観点から、対象公共サービスの実施状況についても努めて公表するものとします。

なお、民間事業者が自ら契約等に基づき、対象公共サービスの実施状況について公表することも考えられます。

また、町が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合も、必要な頻度で対象公共サービスの実施状況（確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況及び対象公共サービスの実施に要した経費等）を公表します。

(4) 再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、対象公共サービスの実施に当たりその全部を一括して再委託することは、競争の結果として質及び価格の両面で最も優れた者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨・目的に照らし認められません。

また民間事業者が、対象公共サービスの質の維持向上等のためにその一部について再委託を行う場合には、実施要項において以下の措置を講じることとするなど、当該サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとします。

- ① あらかじめ町の承認を受けることを義務付けるものとし、承認を行うに当たっては、再委託を行うことの合理性及び必要性のほか、再委託先が再委託契約の履行能力を有するかなどについて確認します。
- ② 再委託を承認した場合には、委託者に対し、再委託を受けた者から必要な報告を徴収させます。

なお、町が対象公共サービスを実施することとなった場合において、さらに他の者にサービスの実施を委託するときの取扱いについても、上記と同様の考

え方に基づき、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとし
ます。

第3 丸森町公共サービス改革委員会

委員会は、官民競争入札又は民間競争入札の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために設置されるもので、町長は、以下の過程等において委員会の議を経るものとされています。

- ① 実施方針を定めようとするとき。
- ② 実施要項を定めようとするとき。
- ③ 官民競争入札の落札者の決定に係る評価を行うとき。

委員会は、公共サービスの受益者である住民の立場に立って、公正中立な視点により審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページ等により広く公表するものとします。

第4 対象公共サービスの実施に関するモニタリング

町は、対象公共サービスの事業期間中において公共サービスが適正に提供されているかを確認するため、より適切な方法でモニタリングを行います。

第5 対象公共サービスに関する実施期間終了後の評価

町は、対象公共サービスの実施状況（目的の達成の程度、その他対象公共サービスの質及び経費に係る状況）を踏まえ、対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行った上で、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、実施方針を変更します。